

住宅支援資金貸付事業

自立に向け、就職、転職、資格取得等の活動に意欲的に取り組むひとり親に対して、住居の借り上げに必要な資金を貸し付けることで、自立の促進を図ろうとする制度です。

貸付対象者

以下のすべての要件を満たすひとり親の方が対象です

- 明石市内に居住している（住民登録をしている）方
- 児童扶養手当受給者※（同等の所得水準である方を含む）
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、資格取得もしくは転職、収入増に向けて修学または活動している方
- 生活保護を受給していない方

※所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象となります。



自立支援プログラム策定とは

プログラム策定員が、児童扶養手当受給者等の方に対し、個別に面接を実施し、生活状況・就業への意欲等の聞き取りを行い、個々のケースに応じた継続的な支援を行うことで、ひとり親家庭の自立を目指すものです。

貸付内容

- 貸付額 入居している住宅の家賃実費（管理費、共益費含む）…月額上限7万円
 - ・駐車場代、光熱水費、入居・更新時の費用（敷金、礼金、更新料等）は含みません。
 - ・持ち家の場合は、貸付の対象外です。
 - ・他の支援制度をご利用の場合は、家賃と他制度の支給額の差が貸付上限額となります。
- 貸付期間 最大12か月
- 利子 無利子
- 保証人 原則、連帯保証人が必要

返還免除

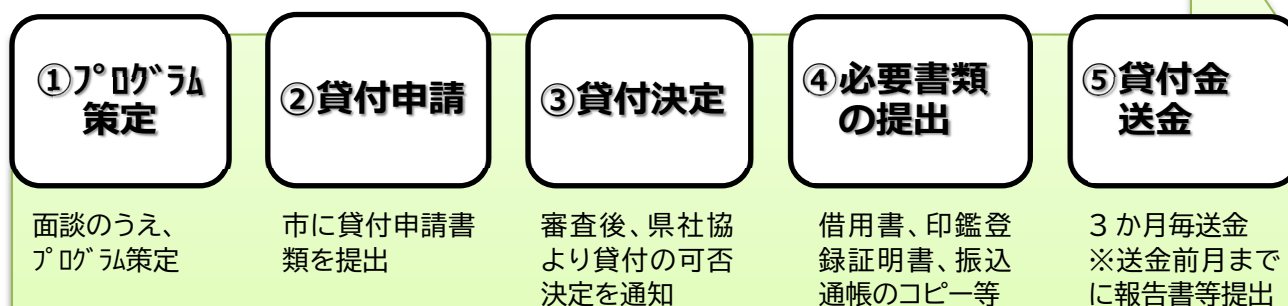
次のいずれかの場合、返還免除の申請を行うことができます。

貸付申請時	免除の条件
就業していない	貸付を受けた日（貸付決定日）から1年以内に就職し、1年間引き続き就業を継続した場合 ※資格取得後の就職を目指して養成機関に在学中の場合、残りの在学期間が1年以上あると免除要件を満たさないため、最終学年での申請をお勧めします。
就業している	自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合

申請に必要なもの

- ① ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書
- ② 連帯保証人の所得を証明する証明書（市県民税課税証明書）
※ 最新年度のもので、発行日から3か月以内のもの
- ③ 申請者及びその扶養している児童の住民票または住民票記載事項証明書（世帯全員分）
※ マイナンバーの記載がないもの
- ④ 連帯保証人の住民票または住民票記載事項証明書
※ マイナンバーの記載がないもの
- ⑤ 入居している住宅の家賃の実費等がわかる書類（賃貸契約書の写し等）
- ⑥ 児童扶養手当の支給事実が確認できる書類（児童扶養手当支給決定通知書の写し等）
※ 児童扶養手当受給者でない方は課税情報の確認にかかる同意書に記載いただきます。
- ⑦ 給与明細書等現在の給与額を確認できる書類
※ 現在就業中の場合のみ
- ⑧ 就労訓練機関に在学していることが分かる証明書（在学期間が分かるもの）
※ 養成機関に在学中の場合のみ
- ⑨ 印鑑

利用の流れ



【申請受付】

明石市 児童福祉課

（明石市中崎1丁目5番1号 TEL：078-918-5182）

【お問い合わせ】

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL 078-200-5210

本事業の申請等は事前予約制です。

必ず事前に明石市児童福祉課（078-918-5182）までご連絡ください。